

## 「学校における今後の感染防止対策について」 (令和4年6月20日時点)

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育へのご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本市の感染状況を踏まえ、学校では次のとおり感染防止対策をいたします。引き続き、保護者の皆様のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 1 登校前・登下校時

- 毎朝、登校前に検温や健康観察を行い、「健康管理チェック表」等に記入して学校に提出してください。
- **児童生徒が発熱や咳等の風邪症状がある場合は、登校をさせずに、早めの医療機関受診をお願いします。**
  - ※ 児童生徒に加え、同居の家族の健康状態についても確認をお願いします。
- **登下校時は、熱中症対策を優先し、マスクを外すようお願いします。**
  - ※ **マスクを外した場面では、身体的距離（2m程度）を十分にとることや、近距離による大声での会話は控えてください。**
- 登校後は、手洗い等を行った上で教室に入り、再度検温を行います。

## 2 学校生活

- **学校生活については、感染症対策を行った上で通常の活動を行います。**
  - ※ ただし、学校の感染状況や実情に応じて、学級閉鎖や給食後下校、オンライン授業・学習などを実施します。
- 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
- 身体的距離が十分とれない教室では、マスクを着用し、換気を徹底します。
  - ※ 活動内容や場面に応じてマスクを外したり、エアコンを適宜活用したりして、熱中症事故の防止に努めます。
  - ※ **体育の授業や屋外で遊ぶ場面では、熱中症対策を優先し、マスクを外して活動します。ただし、感染への不安がある児童生徒は、マスクを着用してもかまいません。**
- **授業内容や今後の行事については、感染症対策を行った上で実施を検討します。**
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行います。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への注意喚起・指導を徹底します。

### 3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク〔不織布〕等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「**大声での会話を控える（声を抑えての会話は可）**」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

### 4 部活動

- **可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。**
- 他校との交流（合同練習や練習試合等）を行う場合は、感染状況をみて慎重に協議し、保護者の理解を十分に得た上で、学校長が判断します。  
※ **ただし、感染急増圏域（赤圏域）との交流はできません。**
- **活動中は、熱中症対策を優先し、マスクを外して活動します。**

《大会参加について》

- ・ **大会参加については、特に制限はしません。感染状況をみて慎重に協議し、保護者の理解を十分に得た上で、学校長が判断します。**  
※ 大会参加中だけでなく、移動する車中内等、それ以外の場面でも感染症対策を徹底します。

### 5 出席停止 ※ 「出席停止」とは、欠席の扱いにならないことです。

- 出席停止の取り扱いとなる対象は以下のとおりです。

- ・ 児童生徒が感染した場合
- ・ 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・ 児童生徒の家族が濃厚接触者に指定され、児童生徒が自宅で様子を見る場合
- ・ 児童生徒が発熱などの風邪症状がある場合
- ・ 対象児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合、また、接種後の副反応による体調不良が認められる場合

※ **上記以外の場合については、学校に相談をお願いします。**

※ 児童生徒が感染した場合や濃厚接触者等に指定された場合の出席停止の期間については、保健所や医療機関、及び学校の指示に従ってください。

※ 学級閉鎖になった児童の兄弟姉妹の登校については、保護者の方のご判断とします。登校しない場合は欠席ではなく出席停止扱いになります。